

## 「地図の利用手続のあり方検討部会」の検討状況について

地理空間情報部情報企画課長 福島 忍

キーワード：利用手続、複製、使用

### 1. 地図の利用手続のあり方検討部会について

安全・安心、交通・物流、生活環境、地方創生、海外展開といった幅広い分野での地理空間情報の活用推進を目指す地理空間情報活用推進基本法の制定から10年が経過し、情報通信技術の進展に伴うデジタル地図の利用拡大が進む中、国土地理院ではこの間、基盤地図情報を初めとしてインターネットによる測量成果の公開・提供に注力してきた。

特に、Web 地図「地理院地図」では、2,000以上の各種データ（以下「地理院タイル」という。）をインターネットで配信しており、国の機関、地方自治体、民間のシステム・サービスやアプリでの利用が拡大しているところである。

世の中のニーズに応え、近年のオープンデータに関する取組の動向も踏まえつつ、地理院タイルを初めとしたインターネットから提供する測量成果等の利用を一層促進するため、平成29年3月測量行政懇談会<sup>\*1</sup>に「地図の利用手続のあり方検討部会（以下「部会」という。）」（部会長：井上由里子 一橋大学大学院 法学研究科 教授）を設置し、国土地理院の地図の利用手続、特に測量成果の複製承認及び使用承認のあり方を中心に検討をいただいている。

検討結果は平成30年度に最終報告としてとりまとめられ、その内容を踏まえ、遅滞なく測量成果の複製・使用承認の利用手続の具体的な改善を行い、運用を開始する予定である。

<sup>\*1</sup> 測量行政懇談会は、地理空間情報に関する社会情勢及び技術動向を的確に捉え、国土地理院の測量行政推進に資するために設置した、学識経験者を委員とする国土地理院長の私的諮問機関。

### 2. これまでの部会の検討状況

部会はこれまでに3回開催しており、次のような内容について検討をいただいている。

#### （1）基本的な考え方

基盤地図情報を中核とする地理空間情報活用推進基本法及び官民データ活用推進基本法の政策的な方

向性を見据えつつ、測量法の運用も時代に合わせた見直しを行う。

#### （2）複製・使用承認制度の改善について

- ①承認申請を不要とする基準の明確化
  - ・測量法の法目的に鑑みつつ、複製承認・使用承認のいずれも要しないものを明確化することにより、手続の簡素化を図る。
- ②複製承認と使用承認の区別
  - ・複製と使用の違いの説明をより丁寧にする。
  - ・具体的な申請においては、複製か使用か迷うことがないように、可能な限り分かりやすく提示する。
- ③承認基準の緩和
  - ・国土地理院 Web からインターネット提供しているデータの複製にあたっては、正確さの確保を確認した上で、デッドコピーも承認する方向で検討する。
- ④出所明示の簡素化
  - ・現在の表記をより短くして、より分かりやすい記載とする。
- ⑤承認を行ったリストの公開
  - ・基盤地図情報等の活用促進のため、利用事例を広く知らせること、測量の重複を排除すること等を考慮し、複製承認や使用承認のリストについて申請者の理解が得られる範囲で公開する。
- ⑥申請システムの改良
  - ・利用者にとって、より分かりやすい申請システムにする。

#### （3）測量成果の流通の促進に向けて

- ・公共測量におけるデジタル成果について、従来の制度を活用し、測量計画機関の追加的な負担を最小限にしつつ流通を促進する取組を検討する。

### 3. まとめ

昨年閣議決定された官民データ活用推進基本法に基づく基本計画においても、官民で連携の下、地図データの流通のさらなる促進が期待されている。懇談会での検討を踏まえ、早期に適切な運用に移行できるように対応したい。

### 参考文献

測量行政懇談会（第21回）（2018）：資料2-2「地図の利用手続のあり方検討部会」中間報告、  
<http://www.gsi.go.jp/seisakuchousei/seisakuchousei41026.html>(accessed 1 Jun. 2018).